

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案 新旧対照表

○家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

（定義）

（定義）

第二条 この法律において「家畜伝染病」とは、次の表の上欄に掲げる伝染性疾病であつてそれぞれ相当下欄に掲げる家畜及び当該伝染性疾病ごとに政令で定めるその他の家畜についてのものをいう。

第二条 この法律において「家畜伝染病」とは、次の表の上欄に掲げる伝染性疾病であつてそれぞれ相当下欄に掲げる家畜及び当該伝染性疾病ごとに政令で定めるその他の家畜についてのものをいう。

伝染性疾病の種類	家畜の種類
〔中略〕	〔中略〕
二十 豚熱	豚
二十一 アフリカ豚熱	豚
〔中略〕	〔中略〕

伝染性疾病の種類	家畜の種類
〔中略〕	〔中略〕
二十 豚コレラ	豚
二十一 アフリカ豚コレラ	豚
〔中略〕	〔中略〕

2 この法律において「患畜」とは、家畜伝染病（腐蛆病を除く。）にかかつている家畜をいい、「疑似患畜」とは、患畜である疑いがある家畜及び牛疫、牛肺疫、口蹄疫、狂犬病、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザの病原体に触れたため、又は触れた疑いがあるため、患畜となるおそれがある家畜をいう。

2 この法律において「患畜」とは、家畜伝染病（腐蛆病を除く。）にかかつている家畜をいい、「疑似患畜」とは、患畜である疑いがある家畜及び牛疫、牛肺疫、口蹄疫、狂犬病、豚コレラ、アフリカ豚コレラ、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザの病原体に触れたため、又は触れた疑いがあるため、患畜となるおそれがある家畜をいう。

3 〔略〕

3 〔略〕

(伝染性疾病の病原体により汚染された場所の消毒等)

第十条 〔略〕

2 〔略〕

3 都道府県知事又は市町村長は、家畜以外の動物が牛疫、牛肺疫、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザにかかっていることが発見された場合において、当該伝染性疾病の病原体による家畜伝染病の発生を予防するため緊急の必要があるときは、政令で定める手続に従い、七十二時間を超えない範囲内において期間を定め、当該動物がいた場所又はその死体があつた場所（これに隣接して当該伝染性疾病の病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある場所を含む。）とその他の場所との通行を制限し、又は遮断することができる。

(通行の制限又は遮断)

第十五条 都道府県知事又は市町村長は、家畜伝染病のまん延を防止するため緊急の必要があるときは、政令で定める手続に従い、七十二時間を超えない範囲内において期間を定め、牛疫、牛肺疫、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザの患者又は疑似患者の所在の場所（これに隣接して当該伝染性疾病の病原体により汚染し、又は汚染した

(伝染性疾病の病原体により汚染された場所の消毒等)

第十条 〔略〕

2 〔略〕

3 都道府県知事又は市町村長は、家畜以外の動物が牛疫、牛肺疫、口蹄疫、豚コレラ、アフリカ豚コレラ、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザにかかっていることが発見された場合において、当該伝染性疾病の病原体による家畜伝染病の発生を予防するため緊急の必要があるときは、政令で定める手続に従い、七十二時間を超えない範囲内において期間を定め、当該動物がいた場所又はその死体があつた場所（これに隣接して当該伝染性疾病の病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある場所を含む。）とその他の場所との通行を制限し、又は遮断することができる。

(通行の制限又は遮断)

第十五条 都道府県知事又は市町村長は、家畜伝染病のまん延を防止するため緊急の必要があるときは、政令で定める手続に従い、七十二時間を超えない範囲内において期間を定め、牛疫、牛肺疫、口蹄疫、豚コレラ、アフリカ豚コレラ、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザの患者又は疑似患者の所在の場所（これに隣接して当該伝染性疾病の病原体により汚染し、又は

おそれがある場所を含む。)とその他の場所との通行を制限し、又は遮断することができる。

(と殺の義務)

第十六条 次に掲げる家畜の所有者は、家畜防疫員の指示に従い、直ちに当該家畜を殺さなければならない。ただし、農林水産省令で定める場合には、この限りでない。

- 一 牛疫、牛肺疫、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザの患者
- 二 牛疫、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザの疑似患者

2・3 [略]

(死体の焼却等の義務)

第二十一条 次に掲げる家畜の死体の所有者は、家畜防疫員が農林水産省令で定める基準に基づいてする指示に従い、遅滞なく、当該死体を焼却し、又は埋却しなければならない。ただし、病性鑑定又は学術研究の用に供するため都道府県知事の許可を受けた場合その他政令で定める場合は、この限りでない。

- 一 牛疫、牛肺疫、口蹄疫、狂犬病、水胞性口炎、リフトバレー熱、炭疽、出血性敗血症、伝達性海綿状脳症、鼻疽、アフリカ

汚染したおそれがある場所を含む。)とその他の場所との通行を制限し、又は遮断することができる。

(と殺の義務)

第十六条 次に掲げる家畜の所有者は、家畜防疫員の指示に従い、直ちに当該家畜を殺さなければならない。ただし、農林水産省令で定める場合には、この限りでない。

- 一 牛疫、牛肺疫、口蹄疫、豚コレラ、アフリカ豚コレラ、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザの患者
- 二 牛疫、口蹄疫、豚コレラ、アフリカ豚コレラ、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザの疑似患者

2・3 [略]

(死体の焼却等の義務)

第二十一条 次に掲げる家畜の死体の所有者は、家畜防疫員が農林水産省令で定める基準に基づいてする指示に従い、遅滞なく、当該死体を焼却し、又は埋却しなければならない。ただし、病性鑑定又は学術研究の用に供するため都道府県知事の許可を受けた場合その他政令で定める場合は、この限りでない。

- 一 牛疫、牛肺疫、口蹄疫、狂犬病、水胞性口炎、リフトバレー熱、炭疽、出血性敗血症、伝達性海綿状脳症、鼻疽、アフリカ

馬疫、小反芻<sup>すう</sup>獣疫、豚熱、アフリカ豚熱、豚水胞病、家きんコレラ、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザ又はニューカッスル病の患畜又は疑似患畜の死体

二・三 〔略〕

257 〔略〕

附則

〔施行期日〕

第一条 この法律は、昭和二十六年六月一日から施行する。

〔旧法の廃止等〕

第二条 家畜伝染病予防法（大正十一年法律第二十九号。以下「旧法」という。）は、廃止する。ただし、この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第三条 この法律施行前に旧法第二十四条第一項各号の一に該当した家畜又は物品の所有者に対し交付する手当金については、この法律施行後でもなお従前の例による。

第四条 旧法又はこれに基づく命令の規定によつてした行政庁、家畜検疫官吏又は家畜防疫委員の処分その他の行為は、それぞれこ

馬疫、小反芻<sup>すう</sup>獣疫、豚コレラ、アフリカ豚コレラ、豚水胞病、家きんコレラ、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザ又はニューカッスル病の患畜又は疑似患畜の死体

二・三 〔略〕

257 〔略〕

附則

1| この法律は、昭和二十六年六月一日から施行する。

2| 家畜伝染病予防法（大正十一年法律第二十九号。以下「旧法」という。）は、廃止する。但し、この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3| この法律施行前に旧法第二十四条第一項各号の一に該当した家畜又は物品の所有者に対し交付する手当金については、この法律施行後でもなお従前の例による。

4| 旧法又はこれに基づく命令の規定によつてした行政庁、家畜検疫官吏又は家畜防疫委員の処分その他の行為は、それぞれこの法律

の法律又はこの法律に基<sub>づく</sub>命令の相当規定により行政庁、家畜防疫官又は家畜防疫員のしたものとみなす。

〔削る〕

5| 農林省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

〔削る〕

6| 左に掲げる法律の規定中「家畜伝染病予防法（大正十一年法律第二十九号）」を「家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）」に改める。

家畜商法（昭和二十四年法律第二百八号）第四条第二号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第十七条第二

項第三号

（アフリカ豚熱に関する特例）

第五条 農林水産大臣は、当分の間、アフリカ豚熱がまん延し、又

はまん延するおそれがある場合（家畜以外の動物がアフリカ豚熱にかかっていることが発見された場合であつて、当該動物から家畜に伝染することにより家畜においてアフリカ豚熱がまん延するおそれがあるときを含む。）において、第三章（次項の規定により読み替えて適用される第十七条の二の規定に係る部分を除き、第

〔新設〕

三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。並びに次条及び附則第七条の規定により講じられる措置のみによつてはそのまん延の防止が困難であり、かつ、その急速かつ広範囲なまん延を防止するため、アフリカ豚熱の患畜及び疑似患畜（以下この項において「患畜等」という。）以外の家畜であつてもこれを殺すことがやむを得ないと認めるときは、患畜等以外の家畜を殺す必要がある地域を附則第五条指定地域として、また、当該附則第五条指定地域において殺す必要がある家畜（患畜等を除く。）を附則第五条指定家畜として、それぞれ指定することができる。

2) 前項の附則第五条指定地域（以下この項において単に「附則第五条指定地域」という。）及び前項の附則第五条指定家畜（以下この項において単に「附則第五条指定家畜」という。）については、附則第五条指定地域及び附則第五条指定家畜の指定を第十七条の二第一項の指定地域及び指定家畜の指定と、附則第五条指定地域を同項の指定地域と、附則第五条指定家畜を指定家畜と、それぞれみなして、この法律の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十七条の二	口蹄疫	アフリカ豚熱
	ものとする	ものとする。この場合において、家畜以外の動物がアフリ
第二項	ものとする	ものとする。この場合において、家畜以外の動物がアフリ

<p>第十七条の二 第八項</p>	<p>第十七条の二 第三項</p>	
<p>第三項</p>	<p>都道府県知事</p>	
<p>項 附則第五条第二項の規定により読み替えて適用される第三項</p>	<p>業・農村政策審議会） 都道府県知事及び食料・農業・農村政策審議会） は、当該指定地域を管轄する 都道府県知事及び食料・農業・農村政策審議会） の指定をしようとするときは、当該指定地域を管轄する 都道府県知事及び食料・農業・農村政策審議会） の指定をしようとするときは、当該指定地域を管轄する 都道府県知事及び食料・農業・農村政策審議会）</p>	<p>カ豚熱にかかっていることが 発見された場合における指定 地域及び指定家畜の指定の範 囲は、当該動物がいた場所又 はその死体があつた場所の周 辺における当該動物の生息の 状況、当該動物におけるアフ リカ豚熱のまん延によるその 病原体の拡散の状況、これら の場所の周辺における家畜の 飼養に係る衛生管理の状況そ の他の事情を考慮して定める ものとする</p>

3| アフリカ豚熱に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、当分の間、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第三条</p>	<p>及び第五 十八條か ら第六十 條の二ま で</p>	<p>、第五十八條（附則第五條第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、第五十九條、第六十條（同項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）及び第六十條の二</p>
<p>第三条の二第一項</p>	<p>まん延を</p>	<p>まん延（家畜以外の動物におけるアフリカ豚熱のまん延によるその病原体の拡散を含む。）を</p>
<p>第三条の二第二項、 第二十六條第二項、 第二十八條の二第二 項、第三十一條第二 項及び第五十八條第 五項</p>	<p>前項</p>	<p>前項（附則第五條第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）</p>
<p>第三条の二第二項及 び第二十六條第五項</p>	<p>同項</p>	<p>前項</p>
<p>第三条の二第二項、 第二十六條第一項、</p>	<p>まん延</p>	<p>まん延（家畜以外の動物におけるアフリカ豚熱のまん</p>

<p>第二項及び第四項、 第二十八条の二第一 項、第三十条、第三 十一条第一項並びに 第三十二条から第三 十五条まで</p>	<p>防止</p>	<p>延によるその病原体の拡散 を含む。）</p>
<p>第三条の二第三項</p>	<p>防止</p>	<p>防止（家畜以外の動物にお けるアフリカ豚熱のまん延 によるその病原体の拡散の 防止を含む。）</p>
<p>第三条の二第四項</p>	<p>次項</p>	<p>次項（附則第五条第三項の 規定により読み替えて適用 される場合を含む。）</p>
<p>第三条の二第五項</p>	<p>前項</p>	<p>前項（同条第三項の規定に より読み替えて適用される 場合を含む。）</p>
<p>第三条の二第五項及 び第二十六条第五項</p>	<p>とき</p>	<p>とき（家畜以外の動物にお けるアフリカ豚熱のまん延 によりその病原体が拡散 し、又は拡散するおそれが あるときを含む。）</p>
<p>第三条の二第五項及 び第二十六条第五項</p>	<p>第三項</p>	<p>第三項（附則第五条第三項 の規定により読み替えて適 用される場合を含む。）</p>
<p>第二十六条第一項</p>	<p>ときは、</p>	<p>ときは、要消毒倉庫等（</p>

	<p>第二十六条第三項及び第四項、第二十八条の二第三項並びに第五十八条第四項</p>	<p>第二十六条第四項</p>	<p>第二十六条第五項</p>	<p>第二十六条第六項</p>
<p>以下「要消毒倉庫等」という。</p>	<p>第一項</p>	<p>要消毒倉庫等及びその敷地（農林水産省令で定める敷地を除く。）</p>	<p>前項</p>	<p>第四項</p>
<p>）及びその敷地（農林水産省令で定める敷地を除く。）をいう。以下同じ</p>	<p>第一項（附則第五条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）</p>	<p>要消毒倉庫等</p>	<p>前項（同条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項において同じ。）</p>	<p>第四項（附則第五条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に車両を入れ、又は当該要消毒倉庫等</p>

第四十七條		第四十六條第一項	第三十五條	第二十八條の二第二項	第二十八條第二項
第三十四條	第三十一條第一項並びに同條第二項	第二十六條まで	この章	まん延	第二十六條第四項
第三十四條（第二十六條第一項、第三項及び第五項、	第三十一條第一項（附則第五條第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）	第二十五條まで、第二十六條（附則第五條第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）	この章（附則第五條第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）	まん延（家畜以外の動物におけるアフリカ豚熱の急速かつ広範囲なまん延によるその病原体の拡散を含む。）	第二十六條第四項（附則第五條第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。） に出入りする

	第四十八条	第五十二条の三
前条	第三章	第二十六条第二項
<p>第二十八条の二第一項、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条第一項、第三十三條並びに第三十四条については、附則第五条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）</p>	<p>前条（附則第五条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）</p>	<p>第三章（同項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）</p>
第四十八条	第十七条の二第五項又は第	<p>第二十六条第二項（附則第五条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）</p>
<p>第四十八条（これらの規定が附則第五条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この条において同じ。）</p>	<p>第十七条の二第五項又は第二十六条第一項（附則第五条第三項の規定により読み</p>	

	第五十八条第一項第四号	第五十八条第三項	第六十条第一項第二号	第六十条第二項		
二十六条第一項	第三十一条第一項	前二項	第五十八条第五項	第三十二条	第三十三条	第三十四条
替えて適用される場合を含む。以下この条において同じ。)	第三十一条第一項(附則第五条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)	第一項(附則第五条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)及び前項	第五十八条第五項(附則第五条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)	第三十二条(附則第五条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)	第三十三条(同項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)	第三十四条(同項の規定に

第六十一条	第三十一 条第二項	より読み替えて適用される 場合を含む。)
第六十四条第二号	第五項、 第三十 条、第三 十一條第 一項	第五項（同条第一項、第三 項及び第五項については、 附則第五條第三項の規定に より読み替えて適用される 場合を含む。）、第三十條（同 項の規定により読み替えて 適用される場合を含む。）、 第三十一條第一項（附則第 五條第三項の規定により読 み替えて適用される場合を 含む。）
第六十六條第一号及 び第二号	場合	場合及びこれらの規定が附 則第五條第三項の規定によ り読み替えて適用される場 合
第六十六條第一号	含む は、 ついで	含む、第二十六條第四項及 び第六項、第二十八條第二

第六十六条第二号	含む	項並びに第二十八条の二第二項については附則第五条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む
第六十六条第三号	含む	含み、第二十六条第二項については附則第五条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む
第六十六条第七号及び第八号	場合	場合及び附則第五条第三項の規定により読み替えて適用される場合
第六十七条	から前条まで	第六十四条（附則第五条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、第六十五条及び前条（同項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）

4 | 前項の規定により第五十八条第一項の規定を読み替えて適用する

る場合における農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号）第

九十八条第一項の規定の適用については、同項第二号中「第四号」とあるのは「第四号（同法附則第五条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「同条第二項」とあるのは「同法第五十八条第二項」とする。

第六条 都道府県知事は、当分の間、家畜以外の動物におけるアフリカ豚熱のまん延によるその病原体の拡散を防止するため必要がある場合には、その必要な限度において、家畜以外の動物であつてアフリカ豚熱にかかつていることが発見されたものがいた場所又はその死体があつた場所その他アフリカ豚熱の病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある場所又は物品を当該都道府県の職員に消毒させることができる。

2| 都道府県知事は、前項の規定による消毒をする場所の付近を通行する者に対し、家畜以外の動物におけるアフリカ豚熱のまん延によるその病原体の拡散を防止するため必要な限度において、その身体又はその場所の付近を通過させる車両の消毒を受けるよう求めることができる。

3| 都道府県知事又は市町村長は、当分の間、家畜以外の動物におけるアフリカ豚熱のまん延によるその病原体の拡散を防止するため緊急の必要があると認める場合には、その必要な限度において、相当の期間を定め、家畜以外の動物であつてアフリカ豚熱にかか

つていことが発見されたものがいた場所又はその死体があつた場所（これに隣接してアフリカ豚熱の病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある場所を含む。）とその他の場所との通行を制限し、又は遮断することができる。

4| 都道府県知事又は市町村長は、前項の規定により通行を制限し、又は遮断しようとするときは、あらかじめ、通行が制限され、又は遮断されるべき場所を管轄する警察署長にその旨を通報するとともに、市町村長にあつては都道府県知事にその旨を報告しなければならぬ。

5| 前項の場合において、同項に規定する場所に鉄道若しくは軌道が敷設されているとき又は当該場所の全部若しくは一部が港若しくは飛行場の区域の全部若しくは一部であるときは、同項の通報前にこれらの施設を管理する者に協議しなければならない。

6| 第三項の規定による通行の制限又は遮断は、適当な場所にその旨及び理由その他農林水産省令で定める事項を掲示し、かつ、制限し、又は遮断すべき場所への通路に綱を張り、夜間は赤色灯又は黄色灯をつけ、その他その場所とその他の場所とを明確に識別できる方法により行わなければならない。

第七条 都道府県知事は、当分の間、家畜におけるアフリカ豚熱のまん延（家畜以外の動物におけるアフリカ豚熱のまん延によるそ

の病原体の拡散を含む。)を防止するため必要がある場合において、飼養衛生管理基準が定められた家畜の所有者が当該飼養衛生管理基準(衛生管理区域(第八条の二第一項に規定する施設及びその敷地をいう。以下この項において同じ。)内におけるアフリカ豚熱の病原体による汚染の拡大の防止の方法及び衛生管理区域外へのアフリカ豚熱の病原体の拡散の防止の方法に係る部分に限る。)を遵守していないと認めるときは、改善すべき事項を記載した文書の提示その他の農林水産省令で定める方法により、その者に対し、期限を定めて、衛生管理区域内におけるアフリカ豚熱の病原体による汚染の拡大の防止の方法又は衛生管理区域外へのアフリカ豚熱の病原体の拡散の防止の方法を改善すべきことを勧告することができる。

2| 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、改善すべき事項を記載した文書の提示その他の農林水産省令で定める方法により、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第八条 附則第六条第一項から第三項まで及び前条の規定による措置には、第三十五条及び第四十七条の規定を準用する。

第九條 附則第五條第三項の規定により読み替えて適用される第二十六條、第二十八條の二及び第三十條から第三十五條まで並びに附則第六條及び第七條並びに前條において準用する第三十五條の規定により地方公共団体が処理することとされている事務は、地方自治法第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第十條 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 附則第六條第三項の規定による通行の制限又は遮断に違反した者

二 附則第七條第二項の規定による命令に違反した者

2| 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（改正附則第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>			
法律	事務	法律	事務
〔中略〕 家畜伝染病予防法 （昭和二十六年法律第六十六号）	〔中略〕 一 第三章（第二十一条第六項及び第七項を除く。）の規定（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）により地方公共団体が処理することとされている事務 二 附則第五条第三項の規定により読み替えて適用される第二十六条、第二十八条の二及び第三十条から第三十五条まで並びに附則第六条及び第七条並びに附則第八条において準用する第三十五条の規定により地方公共団体が処理することとされている事務	〔中略〕 家畜伝染病予防法 （昭和二十六年法律第六十六号）	〔中略〕 第三章（第二十一条第六項及び第七項を除く。）の規定（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）により地方公共団体が処理することとされている事務
〔後略〕	〔後略〕	〔後略〕	〔後略〕